

河内長野市監査委員交際費の支出及び公表に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、監査委員交際費（以下「交際費」という。）の支出及び公表に関する事項を定めることにより、交際費の支出の透明性を図り、もって監査委員業務の円滑な執行と市民の交際費に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(支出基準)

第2条 交際費は、監査委員本人が死亡したときにあつては弔辞、その他必要と認められる場合にあつては供花、楹、弔意文（弔電を含む。）等に係る費用を支出することができるものとする。ただし、支出額は、1件につき1万円（消費税を除く。）を限度とする。

(公表)

第3条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出区分

(2) 支出月日

(3) 支出金額

(4) 支出内容（河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）第7条の規定により開示してはならない情報を除く。）

2 前項の交際費の公表は、市ホームページの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか交際費の支出及び公表に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。